

図表2 大企業向け賃上げ促進税制の概要

	【改正前】	【改正後】								
通常要件	①適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加 ②税額控除 控除対象雇用者給与等支給増加額×15%	①適用要件 同左 ②税額控除 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%								
上乗せ措置Ⅰ	①適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より4%以上増加 ②税額控除 税額控除率を10%上乗せ	継続雇用者給与等支給額の増加割合に応じて税額控除率を上乗せ <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の増加割合</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4%以上</td> <td>5%上乗せ</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>10%上乗せ</td> </tr> <tr> <td>7%以上</td> <td>15%上乗せ</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の増加割合	税額控除率	4%以上	5%上乗せ	5%以上	10%上乗せ	7%以上	15%上乗せ
給与等の増加割合	税額控除率									
4%以上	5%上乗せ									
5%以上	10%上乗せ									
7%以上	15%上乗せ									
上乗せ措置Ⅱ	①適用要件 教育訓練費が前年度より20%以上増加 ②税額控除 税額控除率を5%上乗せ	①適用要件 教育訓練費が前年度より10%以上増加かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上 ②税額控除 税額控除率を5%上乗せ								
上乗せ措置Ⅲ		①適用要件 (新設) プラチナくるみん認定またはプラチナえるぼし認定を受けている場合 ②税額控除 税額控除率を5%上乗せ								

(出所) 筆者作成

認定制度(プラチナくるみん、プラチナえるぼし)を活用した新たな上乗せ措置が講じられる。
今回の改正により、上乗せ措置の適用による控除率が最高30%から35%へ拡大されることとなる。
税額控除額は法人税額の20%が上限
①制度の内容
継続雇用者給与等支給額が前年度より増加した場合に税額控除ができる制度である。原則の税額控除率は15%(改正後10%)だが、一定要件を満たした場合に控除率の上乗せ措置が講じられている。
ただし、税額控除額は法人税額の20%が上限となる(中堅企業、中小企業も同様)。
改正前と改正後の適用要件および税額控除率(通常措置・上乗せ措置)は図表2のとおりである。

②対象法人
従業員数2000人以下の法人が対象となり、資本金が1億円超であっても中堅企業に該当することとなる。
ただし、法人とその法人による支配関係がある法人の従業員の合計数が1万人を超える法人は中堅企業ではなく大企業に該当するため、グループ会社においてはグループ全体の従業員数を把握する必要

②対象法人
改正前は資本金1億円超の法人が適用対象であったが、改正により資本金1億円超かつ従業員2000人超の法人が大企業向けの賃上げ促進税制の対象となる。
③マルチステークホルダー方針
継続雇用者給与等支給額の増加割合に応じて税額控除率を上乗せ

針の要件
資本金10億円以上かつ従業員1000人以上の法人は、適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日までにマルチステークホルダー方針を自社ホームページに公表し、その旨の届出を経済産業

大臣へ行う必要がある。
今回の改正により対象範囲が拡大され、次の⑦と⑧のいずれかに該当する法人が対象となる。
⑦資本金10億円以上かつ従業員1000人以上
⑧従業員2000人超

中堅企業向け賃上げ促進税制

資本金1億円超の法人は大企業向け制度の対象であったが、従業員2000人以下の法人については、新たに「中堅企業」として別枠が設けられる。

①制度の内容

適用要件および税額控除率(通常措置・上乗せ措置)は図表3のとおりである。

②対象法人

従業員数2000人以下の法人が対象となり、資本金が1億円超であっても中堅企業に該当することとなる。

ただし、法人とその法人による支配関係がある法人の従業員の合計数が1万人を超える法人は中堅企業ではなく大企業に該当するため、グループ会社においてはグループ全体の従業員数を把握する必要

法人分野の重要改正項目—法人税制①

中小企業向け制度は上乗せ措置が見直され控除率が最高45%に拡大

賃上げ促進税制

図表1 用語の説明

- 継続雇用者給与等支給額
継続雇用者(前事業年度および適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者)に対する給与等の支給額の合計額
- 雇用者給与等支給額
すべての国内雇用者に対する給与等の支給額の合計額
- 控除対象雇用者給与等支給増加額
適用事業年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額
- くるみん認定
女性の仕事と育児の両立に関する一定基準を満たした企業に対し、厚生労働大臣が子育てサポート企業として認める制度
- えるぼし認定
女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度

(出所) 筆者作成

賃上げ促進税制とは、一定の要件を満たしたうえで、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度である。大企業向け、中堅企業向け(新設)、中小企業向けがあり、それぞれで適用要件や税額控除率が異なる。

大企業向け賃上げ促進税制
今回の改正で継続雇用者給与の増加割合に応じた控除率の上乗せ措置および教育訓練費の増加による上乗せ措置が見直されることとなった。
また、子育て支援を後押しする観点から厚生労働省によ

る認定制度(プラチナくるみん、プラチナえるぼし)を活用した新たな上乗せ措置が講じられる。
今回の改正により、上乗せ措置の適用による控除率が最高30%から35%へ拡大されることとなる。

税額控除額は法人税額の20%が上限

①制度の内容

継続雇用者給与等支給額が前年度より増加した場合に税額控除ができる制度である。原則の税額控除率は15%(改正後10%)だが、一定要件を満たした場合に控除率の上乗せ措置が講じられている。

ただし、税額控除額は法人税額の20%が上限となる(中堅企業、中小企業も同様)。
改正前と改正後の適用要件および税額控除率(通常措置・上乗せ措置)は図表2のとおりである。